明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（三八）　二
○診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令（三九）　二

〔省　令〕

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令（**財務**一）　五

〔告　示〕

○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**一）　六
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二八）　六
○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**六一、六二）　六
○小水力発電整備計画のための贈与に関する日本国政府とレソト王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**六三）　七
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**六四）　七
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（**経済産業**一四）　七
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一六四、一六五）　八
○水先人に免許を与えた件（**同**一六六）　八
○直轄地すべり防止工事を施行する件（**同**一六七）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一六八）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一六九～一七一）　八
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**八）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**五）　九

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第三八号）（財務省）

1　一九九四年四月一五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける国がなくなるため、国の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務について、所要の規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令（政令第三九号）（厚生労働省）

一　診療放射線技師法施行令の一部改正

診療放射線技師を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第八条、第九条第一項及び第二項、第一〇条第一項並びに第一三条関係）

二　保健師助産師看護師法施行令の一部改正

保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定の取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第一二条、第一三条第一項及び第二項、第一四条第一項並びに第一七条関係）

三　歯科技工士法施行令の一部改正

歯科技工士を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第一〇条、第一一条第一項及び第二項、第一二条第一項並びに第一六条関係）

四　臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

臨床検査技師を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定の取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第一一条、第一二条第一項及び第二項、第一三条第一項並びに第一六条関係）

五　理学療法士及び作業療法士法施行令の一部改正

理学療法士及び作業療法士を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定の取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第一〇条、第一一条第一項及び第二項、第一二条第一項並びに第一五条関係）

六　視能訓練士法施行令の一部改正

視能訓練士を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定の取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第一一条、第一二条第一項及び第二項、第一三条第一項並びに第一六条関係）

七　歯科衛生士法施行令の一部改正

歯科衛生士を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定の取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条の二関係）

八　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部改正

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成する学校等の認定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに認定の取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第二条、第三条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条関係）

九　柔道整復師法施行令の一部改正

柔道整復師を養成する学校の指定の申請、変更の申請及び届出、報告並びに指定取消しの申請に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条関係）

一〇　施行期日

この政令は、令和四年五月一日から施行することとした。